

5 第29条の規定により、修業年限を越えて計画的に教育課程を履修して卒業をすることを認められた者に係る授業料の額

- (1) 授業料の年額は、当該在学を認められた期間(以下「長期在学期間」という。)に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。
- (2) 長期在学期間を認められ、授業料の年額を定められた者が学年の途中で卒業する場合の授業料の額は、(1)に定められた授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に在学する月数を乗じて得た額とする。
- (3) 長期在学期間を認められ、授業料の年額を定められた者が長期在学期間を短縮することを認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて(1)の定めにより算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げる。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額とする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間の場合には、「4 授業料の額」の表に定める授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額とする。

6 入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額

入学の時期が徴収の時期後である場合の入学した月から次の徴収時期前までの授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に入学した日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とする。

7 復学、転入学、編入学又は再入学の場合における授業料の額

学年の中途において復学、転入学、編入学又は再入学(以下「復学等」という。)をした者の復学等した月から次の徴収時期前までの授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とする。

8 学年の途中で卒業をする場合における授業料の額

特別の事情により、学年の途中で卒業する者の授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とする。

9 退学の場合における授業料の額

秋学期の徴収の時期前に退学する者の授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。